

令和2年9月9日

学 生 各 位

広島商船高等専門学校学生課長
七 條 友 歩

令和2年度後期の授業料免除申請について（通知）

このことについて、下記のとおり通知しますので、申請を希望する場合、学生課学生係（0846-67-3023）までご連絡ください。

なお、「(1) 高等教育の修学支援新制度」の家計の経済状況に関する基準については、後期分より、令和元年度所得（2019年1月～2019年12月）により判定されます。

そのため、前期に「(1) 高等教育の修学支援新制度」を申請した場合で、家計基準による不採用となった学生については、後期における家計の経済状況に関する基準を満たせば、採用される可能性があります。

ただし、不採用となった学生が再度本制度を希望する場合は、再申請が必要です。

また、各制度の詳細については、別紙「授業料免除申請要項」をご参照ください。

記

授業料免除制度	対象者	免除要件	免除（給付）額
(1) 高等教育の修学支援新制度	全学科4,5年生 専攻科生	(学業に関する基準) 次のいずれかに該当すること ・在学する学科・コース等における平均成績が上位2分の1の範囲に属すること ・修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していること (家計の経済状況に関する基準) ・学生と生計維持者の市町村民税所得割が非課税であることまたはそれに準ずる世帯であること	世帯の収入に基づく区分に応じた授業料免除（最大で後期分授業料の全額）及び奨学金給付
(2) 国立高等専門学校機構における授業料免除(経過措置)	全学科5年生 専攻科生	経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者	後期分授業料の全額又は半額
(3) 国立高等専門学校機構における授業料免除(家計急変)	全学科全学年	1. 災害等の特別な事情による場合 授業料の各期の納付期限前6月以内（新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は入学前1年以内）において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等 ^{※1} の災害を受けた場合 2. 授業料免除における特別措置による場合 授業料の各期の納付期限前6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合で、かつ経済的に授業料の納付が困難であると認められる者	後期分授業料の全額又は半額

※ 新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変を含みます

【書類配付期限】 9月18日（金）

【書類提出期限】 9月30日（水）【厳守】